

| | |
|-------|----------|
| 提案提出元 | 朝日放送株式会社 |
|-------|----------|

| 項目 | ご意見 | |
|--|-----|---|
| 1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。 | | |
| 2. 論点に対してどのように考えるか。 | 番号 | ご意見 |
| | 4 | <p>放送は、災害時に防災放送の義務を負うなど公共的な役割を担って番組を編成し、報道活動を行っている。採算を度外視してこれらの活動を行うこともある放送事業者には、電波の経済的価値を反映した負担を求める周波数オークションの制度はそぐわない。</p> <p>また、周波数オークションにより電波利用料額が流動的になれば、デジタル化のためにすでに多大な設備投資を行っているテレビジョン放送事業者の経営への影響が大きい。これは、電波によって現在国民が享受している番組の内容が貧しくなったり、継続できなくなったりすることに通じるため、放送に電波を割り当てている目的から逸脱する結果になる。</p> <p>放送を行うために使用する周波数(報道番組用途や番組伝送に使用する周波数を含む)割り当てにおいては、周波数オークションによる事業者の選定手続きは適当でない。</p> |
| | | |
| | | |
| 3. その他 (留意事項や情報提供など) | | |